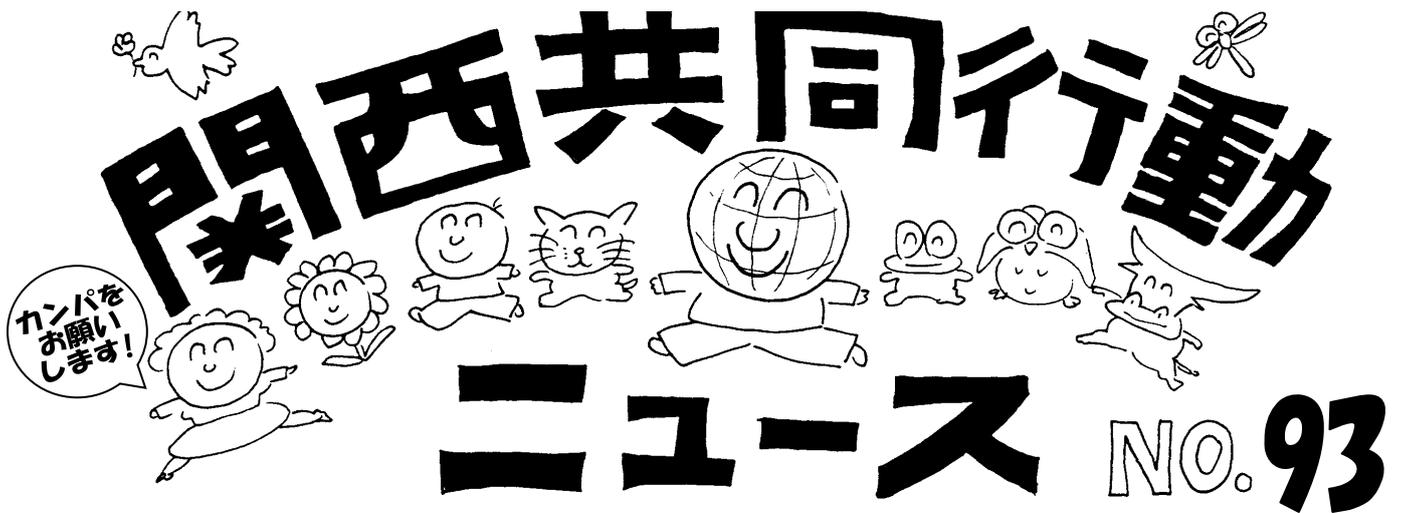


◆関西共同行動ホームページ「<http://www17.plala.or.jp/kyodo/>」にアクセスを！よろしく！！



# 関西共同行動 ニュース NO.93

カンパをお願いします！

大阪市北区西天満4の6の19 北ビル2号館501号 中北法律事務所 気付け

関西共同行動 TEL 06-6364-0123 (Fax -5247) 郵便振替口座 00950-9-78379



題字／橋本

写真コメント／細川義人

■2022年12月18日 青井未帆教授による憲法講演会■  
 集会前日に公表された防衛3文書。専守防衛から先制攻撃へ。政府はかつての惨禍を忘れ去り、再び国家安全保障戦略の大軍拡を図り、私たちが作り上げた平和主義に合致しないと異論を展開した。

## 特集：岸田政権を 打倒しよう！

### 目次

- 【巻頭言】  
戦争の準備ではなく、平和の準備を！  
中北龍太郎…………… 2
- 「安保3文書」の憲法上の問題点  
清水雅彦…………… 5
- 演説中のヤジ排除  
「違法」判決―道警控訴  
小野寺信勝…………… 7
- 安倍国葬とは何だったのか  
澤藤統一郎…………… 9
- 不当寄付勧誘防止法の課題  
阿部克臣…………… 11
  
- 読者からの声…………… 6
- 2022年度会計報告…………… 6
- 編集後記…………… 12



**追悼！菱木康夫さん**  
 (1951.06.21  
 ~2022.10.14)  
 長年、関西共同行動のメンバーであった菱木さんが、大腸がんのため急逝しました。

## 【巻頭言】

# 戦争の準備ではなく、 平和の準備を！

中北龍太郎

## ■大軍拡の始まり

昨年12月国家安全保障戦略など安保3文書（以下3文書）が閣議決定され、敵基地攻撃能力保有、5年で軍事費倍増の大軍拡そして全般的な軍事化が決定されました。専守防衛原則を破棄し先制攻撃に道を開く根本的大転換であり、日本を戦争する国に変え、日本発の軍拡競争の激化を招く危険さわまりないものです。

日米両政府は今年1月、2プラス2（外務・防衛担当閣僚による安全保障協議委員会）を開き、3文書を具体化する次の方針を確約しました。①敵基地攻撃能力を、米国推進のIMDA（統合防空ミサイル防衛）ミサイル攻撃に対し、発射拠点への攻撃・迎撃・サイバーなどあらゆる手段を組み合わせて阻止する作戦）の中に位置づけ、米国との緊密な連携の下で運用。②自衛隊陸空海の統合司令部を常設するのに合わせて、日米の統合司令部の連携のあり方の検討（敵基地攻撃に必要な情報の大部分は米軍が掌握しているため、自衛隊は米軍指揮下で敵基地攻撃を行う可能性が高い）。

③中国軍の接近を阻止し米軍の活動可能な領域を確保するEABO（遠征前方基地作戦）の一環として、沖縄の海兵隊を、対艦ミサイルを備えたより強靱で機動的な態勢となる海兵沿岸連隊に改編。

④南西諸島などで、米軍と自衛隊の基地・訓練場・弾薬庫、民間港湾・空港などの施設の共同利用や共同演習・訓練の増加。⑤米軍が接収・使用の港湾施設・横浜ノースドック（約52万㎡）への米陸軍小型揚陸艇部隊を配備し、南西諸島などへ迅速に部隊・物質を展開。⑥馬毛島で米空母艦載機の離着陸訓練を実施するための自衛隊基地の建設。

米国の狙いは、こうした方針などの具体化により、日本を対中軍事作戦に動員し、南西諸島を対中国の戦争拠点にすることにあります。

日米首脳会談ではバイデン大統領から3文書を絶賛されました。それもそのはずで、3文書の方針は元々米国発のものだったからで、まさに出来レースです。昨年10月米国は国家安全保障戦略と国家防衛戦略を相次いで公表しました。新戦略は、インド太平洋地域において、低下する米軍の優位

とりわけ日米同盟を何よりも重視しています。日米同盟の強化のために敵基地攻撃能力保有と軍事費倍増が必須とされ、これを受けて策定されたのが3文書だったのです。そして、両首脳は敵基地攻撃能力や他の能力の開発・効果的運用について協力を強化することを約しました。かくして、3文書は新たな大軍拡の起点となり、今後大軍拡は際限なく拡大しようとしているのです。

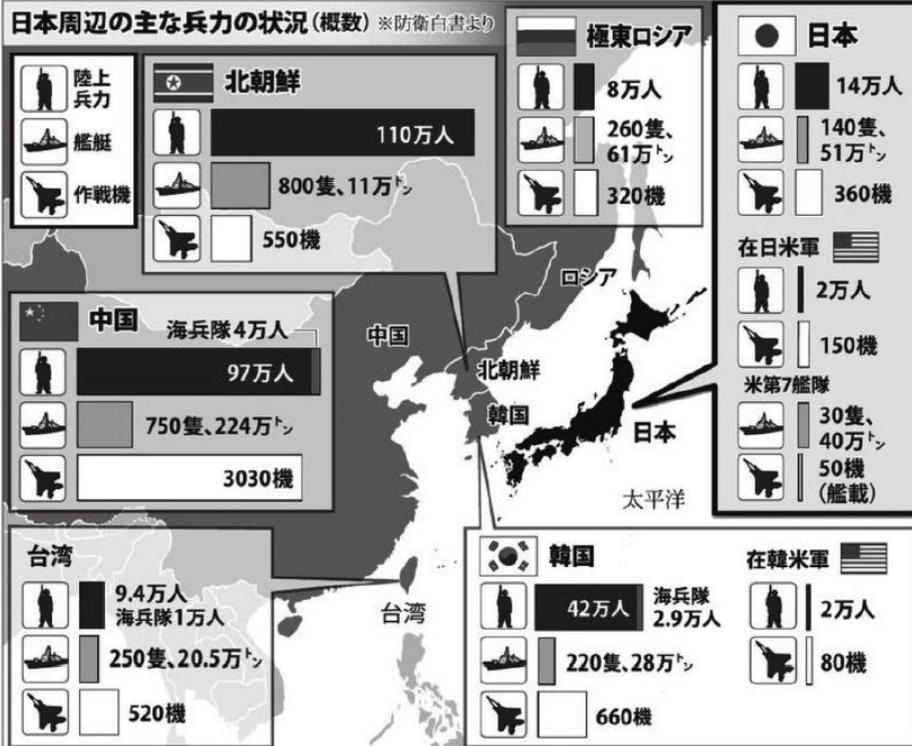
## ■中国敵視論、台湾有事論

米国は、中国を「最も包括的で深刻な挑戦（者）」ととらえています。また、台湾の軍事的な自衛を支援すると宣言しています。3文書も、中国を日本と国際社会の平和と安定にとって最大の脅威とみなし、また、中国は台湾への武力行使を否定していないし、台湾周辺海域での軍事活動を活発化しているとし、急速に台湾有事の懸念が高まっていると見ています。

1 昨年4月の菅・バイデン会談で、戦後初めて台湾海峡の平和と安全が重要と表明され、これ以降台湾有事を想定した日米共同作戦計画の策定が進められてきました。昨年9月には安倍元首相が「台湾有事は日本有事であり、日米同盟の有事でもある」と訴えました。

すでに南西諸島の軍事要塞化は着々と進められてきました。各島々ではミサイル配備やミサイル

2023.01.01毎日新聞記事



基地の建設が進められ、日米の軍事演習や図上演習も行われています。軍事要塞化は米軍にとって、南西諸島を丸ごと米軍基地にしてそこで中国軍と戦うことにあります。当然ながら南西諸島が戦場になることがその前提になっています。

仮に米中が軍事的に衝突すれば、それは世界1位と2位の軍事大国間の直接戦争だけに世界大戦

に直結し、核戦争へ拡大しかねません。今年米国のシンクタンク戦略国際問題研究所(CSIS)が、中国が台湾に侵攻し約1か月間に限った中国軍対日米台軍の戦争をシミュレーションした「台湾有事のウオーゲーム」をまとめました。異なる24のシナリオのうち最も可能性が高いとされるシナリオでは、米軍の潜水艦・爆撃機・戦闘機は自衛隊の支援も得て中国の強襲揚陸艦隊を無力化したものの、米軍は空母2隻、艦艇・航空機270機を失い、日本もまた多数の艦艇・航空機を失うと想定されました。また、米軍兵士は最大で1万人の死傷者が生じるとされています(自衛隊と民間人の犠牲者数には考慮は払われず、その数は明らかではない)。たった約1か月間の戦争という想定にもかかわらず、大量の兵士の死傷が生じています。

### ■中国との平和外交を

日米の中国敵視政策、米国の台湾への軍事支援や日米軍事演習などが、台湾海峡をめぐる緊張を高め、自ら戦争の当事国になるリスクを高めています。また、熾烈な米中対立の下で、日本が日米同盟一辺倒の姿勢をとり、対米軍事協力の強

化につきすすんでいくことは、国土を壊滅的な破壊をもたらす戦場と化す危険きわまりない選択です。

しかも、中国は日本にとって最大の貿易相手国であり、中国進出企業は1万社、在留邦人は10万人を超えています。日中間の経済的結びつきはきわめて深いのです。また、世論調査では「台湾有事で自衛隊が米軍とともに戦う」ことについて賛成は2割、反対は7割以上で、多くの人が台湾海峡の戦争に参戦することを望んでいません。

万一中国が台湾に侵攻すれば米中は衝突し、中国経済は極度に悪化して生活水準も極端に落ち込みます。中国がこんな危険な道を進む可能性は決して高くはありません。しかしながら他方で、中国が軍拡を続け、南沙・西沙諸島に軍事拠点をづくり、香港など支配地域に対する独裁的な権力行使を強化している現状からすれば、台湾に対する危険は無視できません。また、米日が中国敵視とそのための大軍拡を強めていることも、危機を増幅しています。

台湾をめぐる米中戦争を起こさず、中国との平和を築くためには、72年の日中共同声明、78年の日中平和友好条約の原点に立ち戻るべきです。日中共同声明は、中国は一つであり、台湾は中国の一部であると確認し、両国の戦争状態終結と国交正常化を宣言し、中国による戦争賠償の放棄、

平和5原則（領土・主権の相互尊重、相互不可侵、相互内政不干渉、平等互惠、平和共存）と国連憲章に基づき武力による紛争解決をしないことを約しました。日中平和友好条約は、平和5原則と国連憲章に基づく原則を謳い、アジア太平洋地域において互いに覇権を求めず、いかなる国の覇権にも反対と明記しています。声明と条約で両国が確認した原則を互いに守り、とりわけ反覇権条項が重要で、日本政府は覇権争いを激化させる米中両国に対して自制を求めるなど、対話と協力を促進する平和外交を進めるべきです。

経済的相互依存の強化を含めた平和外交の努力を積み重ねなければなりません。中国敵視政策と南西諸島の軍事要塞化を直ちに停止すべきです。

### ■集団的自衛権と敵基地攻撃能力

自衛隊が憲法に違反するどうかは戦後史における大争点でしたが、政府は違憲ではないとし、1954年の自衛隊誕生以来その根拠を専守防衛原則に求めてきました。ところが、2015年の安保法制による集団的自衛権の行使容認と、敵基地攻撃能力保有の閣議決定によって、専守防衛原則が根本から破壊されてしまいました。

憲法9条2項は「戦力は、これを保持しない」と定めています。歴代政府は、次の武力行使の3要件によってその実力行使が制約されているため、

他国の軍隊と違って「戦力」にあたらぬという理由で合憲としてきました。すなわち、自衛隊は①外国からの日本への武力行使が発生しない限り武力を行使せず、②その場合であっても他に手段がない時に限られ、③武力攻撃を排除するために必要な最小限度の武力行使にとどめる、と説明してきました。こうした解釈から、集団的自衛権の行使や海外での武力行使は許されないとされてきました。この点こそが、専守防衛原則の本質・真髓でした。また、自衛隊の武力行使は日本の領域、近接する公海・公空内に限定され、その装備も相手国領土への攻撃をもつばらの目的とするものは保有できないとされました。つまり、「盾」に徹するという日本の国のかたちの根幹になってきたのが専守防衛原則だったのです。

ところが、安保法制は「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態」（存立危機事態）に集団的自衛権の行使を認め、他国防衛を制度化しました。これは明らかに違憲です。第1に、他国防衛は、日本を攻撃していない武力攻撃国に対して武力行使をすることにになり、国際紛争の解決ではなく国際紛争を新たに引き起こすことになり、9条1項の「武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する

手段としては、永久にこれを放棄する」との禁止規定に違反します。第2に、自衛隊は専守防衛原則によりかろうじて合憲と認められてきましたが、他国防衛のための軍事的実力の保持には合憲の根拠はあてはまらず、「戦力」との評価を免れません。第3に、集団的自衛権行使容認は、長年にわたって確立していた政府の公権解釈に明らかに背くものです。第4に、集団的自衛権行使は際限なく拡大される危険があり、また武力行使の要件が極めてあいまいで歯止めがありません。しかし、政府の安保法制に対する合憲解釈により、9条と自衛力の実態との乖離はますます拡大しています。すなわち、武力攻撃を受けて初めて武力行使をするという縛りをなくし、自衛隊の武力行使の地理的制約をも消し去り、攻撃的武器を保有しないという9条の拘束を取っ払ってしまったのです。

3文書によって敵基地攻撃能力が認められ他国に対する攻撃的武器を保有できるようになった結果、9条はほぼ完全に死文化しました。「国家安全保障戦略」でいくら「専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国とはならず」と美辞麗句が並べられていても、その実態は真逆であり、この言葉に意味を見出すことは不可能です。

3文書を撤回させ、軍拡のための大増税反対の声を強めましょう！

# 「安保3文書」の憲法上の問題点

日本体育大学教授・憲法学 清水雅彦

## ■憲法9条と自衛隊違憲論

日本国憲法9条は、まず1項で戦争と武力による威嚇又は武力の行使を放棄し、2項で戦力を保持しないと規定している。憲法学界では自衛隊違憲論が多数説であり、自衛隊違憲論からすれば、2022年12月16日閣議決定の「安保3文書」で保有するとした「反撃能力」（いわゆる「敵基地攻撃能力」）も、中身を検討するまでもなく当然違憲となる。

## ■憲法9条に関する政府解釈

これに対して政府は、1954年に自衛隊が誕生する際に、自衛隊は「戦力」にあたらなないと解釈した。現在でも『防衛白書』では、「憲法と防衛政策の基本」として、以下のように説明している（以下、『令和4年版 日本の防衛―防衛白書―』から）。

「憲法と自衛権」……この平和主義の理想を掲げる日本国憲法は、第9条に戦争放棄、戦力不保持、交戦権の否認に関する規定を置いている。

もとより、わが国が独立国である以上、この規定は、主権国家としての固有の自衛権を否定するものではない。政府は、このようにわが国の自衛権が否定されない以上、その行使を裏づける自衛のための必要最小限度の実力を保持することは、憲法上認められると解している。

「専守防衛」…専守防衛とは、相手から武力攻撃を受けたときにはじめて防衛力を行使し、その態様も自衛のための必要最小限にとどめ、また、保持する防衛力も自衛のための必要最小限のものに限るなど、憲法の本質に則った受動的な防衛戦略の姿勢をいう。

## ■これまでの9条による制約とその形骸化

また、平和を求める世論を背景に国会論戦によって、以下のような9条による制約を形成してきた。自衛権行使の3要件（1954年政府見解）

自衛権行使を日本への攻撃時に限定）、自衛隊の海外派兵の禁止（1954年参議院決議）、専守防衛（1955年杉原荒太防衛庁長官答弁など）、集団

的自衛権行使の否認（1972年政府見解など）、防衛費のGNP比1%枠（1976年閣議決定）である。これらの制約があったからこそ、政府は自衛隊が他国のような軍隊ではないと具体的に説明できた。

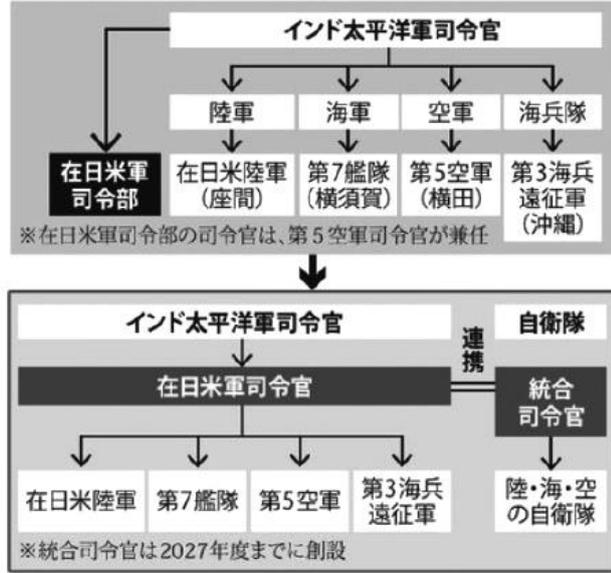
しかし、これらの制約も以下のように変わってきた。自衛隊の海外派兵の禁止は、1991年の掃海艇「派遣」、1992年のPKO法制定、2001年のテロ対策特措法制定、2003年のイラク特措法制定、2015年の戦争法制定によって形骸化してきた。集団的自衛権行使の否認については、2014年の閣議決定（武力の行使の3要件。我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、存立危機事態に自衛権行使）と2015年の戦争法制定によって、限定的な集団的自衛権行使可能へと転換された。防衛費のGNP比1%枠は1986年に撤廃され、「安保3文書」では2027年度にGDP比2%にするとしている。

## ■今回の「反撃能力」

### （敵基地攻撃能力）の問題点

今回の「安保3文書」では、「反撃能力」の定義を、「我が国に対する武力攻撃が発生し、その手段として弾道ミサイル等による攻撃が行われた場合、

2023.01.04毎日新聞記事  
在日米軍司令部への指揮権付与案のイメージ



武力の行使の3要件に基づき、そのような攻撃を防ぐのにやむを得ない必要最小限度の自衛の措置として、相手の領域において、我が国が有効な反撃を加えることを可能とする、スタンド・オフ防衛能力等を活用した自衛隊の能力」としている。また、「2015年の平和安全法制に際して示された武力の行使の3要件・・・を満たす場合に行使し得るものである」としている。

この定義では、「我が国に対する武力攻撃が発生し、その手段として弾道ミサイル等による攻撃が行われた場合」としているが、以前から政府は武力攻撃が発生した場合とは、「武力攻撃に着手したとき」（1999年野呂田芳成防衛庁長官答

弁など）とも説明しており、さらに、武力の行使の3要件にいう「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生した時点は、当該他国に対する武力攻撃の着手があった時点であると解され」（2022年5月17日政府答弁書）としている。ということは、日本または日本と密接な関係にある他国に対して、誰が見ても客観的に明らかにな武力攻撃後以外に、「武力攻撃の着手」を含め、この「着手」の判断は誰かが行うという主観的要素が入り込む以上、実際に相手国が攻撃していない段階での「先制攻撃」も起こりうるのであり、そうすればそれは専守防衛に反することになる。「先制 攻撃」ではない「敵基地攻撃」にしても、海外派兵の禁止に反する。「反撃」対象についても、「安保3文書」では「敵基地」に限定しておらず、「相手の領域」における攻撃としており、これは相手国との全面戦争を意味する。

■従来の政府解釈からしても違憲となる

自衛隊は憲法9条に反する「戦力」ではなく、そのことを具体的に示すのが先にあげた諸制約であった。しかし、既に集団的自衛権行使の否認と防衛費のGNP比1%枠という制約は存在せず、さらに自衛隊が専守防衛を投げ捨て、海外で武力行使をするなら、従来の政府解釈からしても許されないはずである。また、2027年度に防衛費

をGDP比2%にすると、日本は防衛費・軍事費で世界第3位の国になる。果たして、このような自衛隊を「戦力（軍隊）」ではない「実力」と言えるのであるか。自衛隊を違憲にしないためのこれら制約を完全に取り払う「安保3文書」が目指す自衛隊は、従来の政府解釈からしても説明できないものであり、自衛隊自体が違憲の存在になると言える。

読者の声と2022年度関西共同行動会計報告

▼たいへんな状況になってきました。がんばって下さい。（2022/10 長岡京市 Oさんから）  
▼額さん、池田五律さん、三宅俊司さんの3連の流れ、大変良かったです。南西諸島を戦場にさせない!!（2022/10 大阪市 Hさんから）

収入		2022.1.1～2022.12.31
適用		2022年
繰越金	前期繰越し金	201,360
会議費	例会会場費カバン	84,800
会費・カンパ	会費・カンパ	323,028
その他	雑収入	1,000
計		610,188
支出		2022年
適用		2022年
会議費	例会会場費、会議費	88,510
事務用品費	ニュース・チラシ作成・コピー代	36,692
備品費	ハンドマイク代、乾電池	59,980
通信費	ニュース発送費(4回)	195,576
諸会費	賛同費・会費	35,000
支払手数料	振込手数料	1,220
賃借料	共同事務所費用	25,000
その他	雑費	1,500
計		443,478
次期繰越金		166,710

# 演説中ヤジ排除「違法」判決 道警ヤジ排除国賠訴訟事務局長・弁護士 小野寺信勝

## 1 はじめに

2019年7月に札幌市で安倍元首相に「安倍やめろ」「増税反対」などとヤジを飛ばした市民が警察官によって排除されました。排除された市民のうち2名が表現の自由の侵害などを理由に北海道（北海道警察）を相手に国家賠償請求訴訟を提起した裁判は、2022年3月25日に札幌地裁が北海道に88万円の賠償を命じる判決を言い渡しました。札幌地裁は道警が排除行為の根拠とした警職法は要件を欠くとしてほぼ全面的に道警の主張を一蹴し、さらに警察官の行為が憲法21条で保障される表現の自由の侵害と断じました。

これに対して、道警は判決を不服として控訴し、現在（2023年1月時点）、控訴審で審理が続けられています。

## 2 札幌地裁判決

道警は排除当初、マスコミの取材に「トラブル防止と公職選挙法の『選挙の自由妨害』違反になるおそれがある事案について、警察官が声掛けを

した」とコメントをしていました（2019年7月17日朝日新聞）。

ところが、その後、道警は法的根拠について選挙の自由妨害罪を持ち出すことはなく、「確認中」とのコメントを繰り返すようになり、排除からおよそ7ヶ月半も経って、警察官職務執行法4条及び5条に基づく措置だと説明し、一審でも同様の

## 首相にヤジ聴衆排除

### 北海道警「過剰警備」の指摘

安倍首相が札幌市中央区で15日に参院選応援のため街頭演説した際、「安倍辞めろ」などとヤジを飛ばした男女数人が、演説現場から北海道警に排除された。周囲の支持者とのトラブルはなく、安倍首相の演説が中断されることはなかった。道警備部は「トラブルを未然防止するため対応は適正」と説明

安倍首相は同日午後4時半ごろ、JR札幌駅前選挙カーに登場。「安倍総理を支持します」と書かれたプラカードを掲げる支持者らを前に演説を始めた。すると、数十人離れた場所から若い男性が「安倍辞めろ」と連呼し、警備していた制

服姿の警察官数人が男性を取り囲み、後方に引き離れた。「増税反対」など叫んだ女性も、私服姿の警察官数人に囲まれてもみ合いとなり、排除された。



「増税反対」と呼び、制止される女性（左から3人目）＝札幌市中央区で15日午後4時49分、岸川弘明撮影

主張を展開していました。

これに対して、札幌地裁は動画などを根拠に「生命若しくは身体」に危険を及ぼすおそれのある「危険な事態」にあつたとか（警職法4条1項）、「犯罪がまさに行われよう」としていた（同法5条）などということはできないとして、その主張を一蹴しました。

また、裁判所はさらに排除行為は表現の自由の侵害だと認定しました。判決はただ表現の自由の侵害の有無を認定するのではなく、憲法21条が保障する表現の自由について、憲法の教科書のように、その重要性から解きほぐして詳細に説明していることに特徴があります。引用が少し長くなりますが以下のようになります。

『主権が国民に属する民主制国家は、その構成員である国民がおよそ一切の主義主張等を表明するとともに、これらの情報を相互に受領する

ことができ、その中から自由な意思をもって自己が正当と信ずるものを採用することにより多数意見が形成され、かかる課程を通じて国政が決定されることをその存立の基礎としている。

したがって、憲法21条1項により保障される表現の自由は、立憲民主政の政治過程にとって不可欠の基本的人権であって、民主主義社会を基礎付ける重要な権利であり、とりわけ公共的・政治的事項に関する表現の自由は、特に重要な憲法上の権利として尊重されなければならない。』

このように表現の自由が民主主義にとって不可欠の重要な権利であると指摘したうえで、原告らのヤジも表現の自由で保障される表現行為であるとし、警察官らによる表現の自由の侵害を明確に認めました。

原告らはいずれも「安倍やめろ」「増税反対」などと声を上げていたところ、これらは、その対象者を呼び捨てにするなど、いささか上品さに欠けるくらいはあるものの、いずれも公共的・政治的事項に関する表現行為であることは論を待たない。警察官らの行為は、原告らの表現行為の内容ないし態様が安倍総裁の街頭演説の場にそぐわないものと判断して、当該表現行為そのものを制限し、また制限しようとしたものと推認せざるを得ない。

私たちは排除行為の違法性はある程度は認めることを予想していましたが、表現の自由まで言及することは期待していませんでした(ヤジ排除は違法)という判決後に掲げる「旗」はあらかじめ準備していましたが、判決後に慌てて「違憲」という文言を手書きで書き加えることになりました。裁判所も、路上で政権に異を唱える市民が、警察権力に有無を言わず連行される、民主主義社会にあつてはならない出来事に危機感を覚えたのではないのでしょうか。

### ③ 道警の控訴

私たちは判決が出てすぐに、鈴木直道知事に控訴しないよう申し入れましたが(ちなみに鈴木知事は排除現場に居合わせていました)、北海道は控訴しました。控訴後は進行協議期日という非公開の手続きが進められていましたが、2022年12月より口頭弁論期日が開かれることになりました。ところで、道警は一審において「ヤフコメ」を多数証拠提出したことで失笑を買っていました。――「首相どうこうの問題ではなく、候補者の応援演説を静かに聴きたい聴衆の邪魔をするような人間は排除されて当たり前だろう」――ヤフコメといえは差別的な書き込みなどが問題視されています。道警はヤフコメを提出して道警を支持する意

見があると、排除行為を正当化しようとはしました。これに対して、原告(控訴審では被控訴人)の大杉さんは「道警はギャグセンスが高い」と苦笑していました。控訴審でも道警は再び失笑を買うことになりました。

ヤジを飛ばした市民を排除しなければ安倍元首相などに危害が加えられたなどとして、大杉さん役を演じる警察官がコーンバーを振り回したり、ボールを投げつけるなどの想像に基づく「再現動画」を提出しました。

また、大杉さんの身体を押した人物(自民党候補者の選挙事務所に所属する男性)が、大杉さんの身体を押す場面が映った動画を証拠提出し、大杉さんを排除しないことによって、大杉さんとその男性とトラブルになるおそれがあったと主張しました(暴力を振るった男性ではなく、暴力の被害者を排除したことは理解に苦しみませんが、道警はこのように主張しています)。この男性は大杉さんに暴力を振るった加害者になるわけですが、道警は公訴時効の成立を待って証拠提出しました。道警はこのような荒唐無稽の証拠提出をし、新たに多数の証人申請を行いました。裁判所は原審で証人として採用されたものの事情があつて証言できなかつた1名の警察官を除き、全ての証人申請を却下しました。

そして、その警察官は原告の一人の桃井さんに

付きまとい、桃井さんにヤジを飛ばさないように求める発言の中で「Win・Winの関係になりたい」などと迷言を残した女性警察官です。証言では桃井さんの発言内容に着目して桃井さんに付きまとったことを認めるなど（道警は桃井さんを追従したのは、表現内容とは無関係と主張していました）、その意図がわからない尋問に終了しました。控訴審は本年3月7日に結審、判決は夏頃に出されることが見込まれます。控訴審の判決にもご注目ください。

#### 4 参考資料

裁判を支援する「ヤジポイの会」が、SNSやnoteで裁判報告や資料を公開しています。また、地元テレビ局のHBC（北海道放送）がこの問題を丹念に取材し『ヤジと民主主義』小さな自由が排除された先に』というドキュメンタリー番組を放送し、YouTubeで公開しています。訴訟の経過等を追加取材し『ヤジと民主主義』として書籍化もされました。道警のヤジ排除はマスコミのカメラの前で堂々行われながら、多くのマスコミは報道に及び腰になっていました。その中でHBCはこの問題にしつこく拘り、ヤジ排除が当たり前になった社会の行き着く先に警鐘を鳴らします。こちらもぜひ御覧ください。

# 安倍国葬とは何だったのか

元日本民主法律家協会事務局長・弁護士 澤藤統一郎

2022年7月8日、元首相・安倍晋三が銃撃を受けて亡くなった。あれから既に半年余。同年9月27日の「安倍国葬」からも4か月が経過した。

「憲政史上最長の政権」を維持した安倍晋三とは、いったい何者であったのだろうか。そして、その「国葬」とは何を目的に強行されたのだろうか。岸田政権の本性が表れつつある今、振り返ってみたい。

常識的に「国葬」といえば、国家体制の如何を問わず、国民の圧倒的な多数が敬愛する人物を対象とするものであろう。国民的な敬意と弔意を確認することによって、国民の一体感を高揚させるに足りる人物。国葬というセレモニーを通じて偉大な被葬者の意思に沿った国家運営の正当性を確認し、国民を鼓舞することにもなる、国家を象徴する人物。

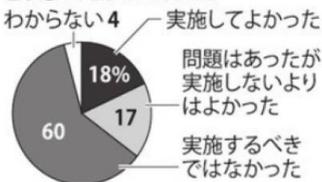
安倍晋三は、そのような国葬対象適格者像とは対極にある。公平な目で見て、この人物に「国葬」に値する業績があったはずはない。彼自身が分断した社会の一方からの哀惜の声はあっても、国民

的な人望には乏しかった。むしろ、すこぶる評判の悪かった人物と言うべきである。

彼は、性格的な問題を指摘されこそすれ、けつして人格者ではない。政治家稼業3代目のポンボで庶民の苦勞とは無縁の人。歴史修正主義者・国家主義者として知られ、復古的保守主義と新自由主義の相反する両面を併せ持ち、経済政策の失敗は覆うべくもなく、コロナ対策では「天下の愚策・アベノマスク」で嘲笑された。その政治姿勢

#### 2022.10.24毎日新聞記事

##### 安倍晋三元首相の国葬 どう思ったか(10月調査)



※四捨五入のため合計が100にならない場合がある。無回答は省略

##### 安倍氏の国葬に賛成か(9月調査)



は「嘘とゴマカシの政治」「政治の私物化」「忖度政治」と、最大級の酷評を受けてもいる。改憲を呼号する立場から、右翼・右派からの支持はあったにせよ、とうてい国民多数から、尊敬され愛される人物ではない。この人物の葬儀を通じて、国民の一体感を確認し高

揚することなど、夢想だにできない。

生前から悪評芬々の人物だったが、さらに、その死後に、その死因と絡んで統一教会との癒着が問題にされるに至った。岸信介・安倍晋太郎・安倍晋三の3代にわたって、反社会的なカルトと保守政治の接着役を果たしてきたその一端が明らかとなった。統一教会とは韓国のナシヨナリズムを基礎とし、安倍晋三は日本の排外主義に立脚している。本来相容れない両者だが、「反共」という黒い糸で結ばれていたのだ。

岸田文雄は、どうしてこんな安倍晋三の国葬を思いつき、なにを獲得しようとして強行したのだろうか。そして、その目的は達成されたのか。あるいは、目算外れだったか。

おそらく、岸田はこう考えたに違いない。

「安倍国葬は、国民の一体感や連帯ではなく、保守陣営の一体感や結束には役立つのではないか」「安倍国葬実施は、安倍政治の支持層であった自民党右派や右翼への「貸し」を作ることにもなる。これは、政治基盤の脆弱な岸田にとってはメリットになるはずだ」

岸田は「聞く耳」をもつことをキャッチフレーズとしていた。「聞く耳」とは、柔軟な政治姿勢を意味する。安倍政治が頑なに岩盤支持層である右派右翼の声しか聞かなかったことに対するアンチテーゼである。その岸田が、国葬反対の声が高ま

っても、その声に耳を傾けようとはしなかった。

岸田にしてみれば、国葬反対の声の高まりは安倍支持派に対する「安倍国葬反対の世論を押し切つて国葬実施に漕ぎつけた」というアピールの効果を高める材料と映つたのである。

こうして、安倍国葬は、国民全体の一体感獲得や国民的結束ではなく、党内右派あるいは安倍支持層を、岸田政権の支持につなげるための目論見として位置づけられた。

であればこそ、国葬の是非は国論を二分した。世論調査では、およそ6割の国民が安倍国葬反対の意を表明した。独裁国家ではいざ知らず、民主主義を標榜する国家において、国民の過半が反対する国葬の強行はあり得ない。

常識的な「国葬」のあり方から見れば、大失敗というしかない。しかし、岸田の目論見に照らせば、安倍国葬強行はけっして失敗ばかりとは言えない。そのことを教えてくれるのが、岸田の式辞である。

「従一位、大勲位菊花章頸飾、安倍晋三・元内閣総理大臣の国葬儀が執り行われるに当たり、ここに、政府を代表し、謹んで追悼のことは捧げます」から始まる岸田の式辞は長文でしかも平板、感動に欠けると評判は悪かった。それでも、十分に彼のメッセージは盛り込まれている。たとえば、次の一文。

『日本人であることを誇りに思い、日本の明日のために何をなすべきかを語り合おうではないか』戦後最も若い総理大臣が発した、国民へのメッセージは、シンプルで明快でした。戦後レジームからの脱却。防衛庁を、独自の予算編成ができる防衛省に昇格させ、国民投票法を制定して、憲法改正に向けた、大きな橋を架けられました。教育基本法を、約60年ぶりに改めて、新しい、日本のアイデンティティの種をまきました。……これはすべて、今日に連なる、いしずえです」

岸田による安倍政治礼賛であつて、リベラル陣営には挑戦の言葉。その後大軍拡路線に舵を切つた岸田である。単なる右派へのリップサービスではない。

そして、最後はこう締めくくられている。

「あなたが敷いた土台のうえに、持続的で、すべての人が輝く包摂的な日本を、地域を、世界をつくっていくことを誓いとしてここに述べ、追悼の辞といたします」

この式辞の全体構造は、安倍政治の反憲法的姿勢を全肯定して、その路線を承継する誓約となっている。あらためて、「安倍国葬」の罪深さを嘆かざるを得ない。が、この国葬強行が岸田政権への支持率低迷の大きなきつかけとなったことも忘れてはならない。

2022.12.10毎日新聞記事

## 被害者救済法案のポイント

対象	個人から法人・団体への寄付
法人・団体の配慮義務	<ul style="list-style-type: none"> <li>自由な意思を抑圧し、適切な判断をすることが困難な状況に陥らないようにする</li> </ul>
違反したら 勧告や公表 を行う	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活の維持を困難にしないようにする</li> <li>寄付の相手方と用途を誤認させないようにする</li> </ul>
寄付勧誘時の 禁止行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>不退去</li> <li>退去妨害</li> </ul>
違反したら 取り消し可能	<ul style="list-style-type: none"> <li>退去困難な場所へ同行</li> <li>威迫する言動を交え相談の連絡を妨害</li> <li>恋愛感情に乘じ関係破綻を告知</li> <li>靈感などを用いた告知</li> </ul>
家族の 救済範囲	子や配偶者が将来受け取れるはずの生活費などの範囲内で寄付の取り消しや返還を求めることができる
罰則	措置命令に違反すれば1年以下の懲役または100万円以下の罰金

① 令和4年12月10日の臨時国会において、「法人等による寄付の不当な勧誘の防止等に関する法律」（略称「不当寄付勧誘防止法」。以下「新法」）が成立しました。

同年7月に起こった安倍元首相銃撃事件を契機に旧統一教会（現世界平和統一家庭連合）問題が世間の耳目を集めておりますが、新法は旧統一教会による献金被害を念頭に成立したものです。旧

# 不当寄付勧誘防止法の課題

全国靈感商法対策弁護士連絡会・弁護士 阿部克臣

統一教会は、日本社会において過去30年以上にわたり様々なかつ甚大な被害を生じさせてきました。それにもかかわらず、国は長年にわたり対応せず放置してきました。この度の新法は、わずかな期間に国会で議論が行われ成立まで至ったものであり、被害抑止・救済に向けた取り組みの第一歩として評価できると思います。また、この新法が民事効のみならず行政措置や刑罰という効果まで与えられたという点は、特に被害抑止という点で意味が大きいと思います。

しかし、被害救済の実効性という観点から見ると以下のとおり新法には多くの課題があります。

② まず、新法で規制対象となるのは、法人か又は代表者・管理人の定めがある社団・財団による寄付勧誘だけであり（第2条）、その他の団体や個人による寄付勧誘は対象となりません。

旧統一教会被害においては、法人による直接の寄付勧誘は行われず、所属教会の婦人部長や「アベル」と呼ばれる先輩信者などの個人から寄付勧

誘が行われるのが通常であるため、そもそも新法の規制対象となるのかという問題があります。

③ 次に新法の規制は適用範囲が狭すぎ、効果も十分ではありません。新法の規制は第4条から第6条の3つがありますが、順にご説明します。

① まず、寄付の勧誘に関する禁止行為（第4条）は、消費者契約法に準じた形で、不退去・退去妨害・靈感等による知見を用いた告知などの6類型について、取消し・行政措置・罰則という強い効果を付与しています。

しかし、同条は旧統一教会被害にはほとんど適用の余地がありません。なぜなら、同条は「寄付の勧誘をするに際し」「困惑」したことが要件となっているところ、旧統一教会被害においては、信者は「困惑」して献金するのではなく、信仰心に基づいた義務感や使命感などから自ら進んで献金する形を取る場合が多く、献金した時点で「困惑」していたと評価できるか疑問があるからです。

また、同条6号は靈感等による知見を用いた告知ですが、ここでは「重大な不利益を回避するためには、当該寄付をすることが必要不可欠である旨を告げる」との要件が必要となっています。これは、例えば、地獄に落ちるといった「重大な不利益を回避」するためには、献金をするしかない（献金が必要不可欠）と告げるというのですが、

旧統一教会は通常はそのように告げないため適用されません。

② 次に、借入れ等による資金調達の実要求の禁止（第5条）は、法人等が、個人に対し、借入れや自宅・重要な事業用資産の処分による寄附の資金調達を要求してはならないというものです。

同条は飽くまで「要求」を禁止するものであり、信者が自主的に借入れ等を行ったとの形を取れば容易に潜脱することが可能です。また、自宅・重要な事業用資産そのものの譲渡による寄附も対象外となっています。

さらに、同条違反については行政措置と罰則はあるものの取消しがなく、効果としても不十分です。

③ さらに、配慮義務（第3条）は、法人等が、個人に寄附を勧誘するにあたって、自由な意思を抑圧し適切な判断を困難にしたり（同条1号）、個人・家族の生活維持を困難にしたり（同条2号）、法人名を明かさなかったり寄附財産の使途を誤認させたりしないように（同条3号）、「十分に配慮」しなければならないというものです。

この規制自体はある程度広範なものであり、旧統一教会被害にも適用される余地があります。また、同条2号においては家族被害にも配慮されています。

ただ、同条は飽くまで「配慮義務」であり「禁

止行為」ではないため弱く、効果としても勧告等の行政措置に結び付いているに過ぎません。

同条も、第4条、第5条と同様に「禁止行為」とした上で、取消権を付与し、命令の行政措置の対象とするなど強い効果を付与すべきです。

④ さらに新法では、家族被害の救済について民法の債権者代位権という制度（同法第423条）の特例により行うものとされています（新法第10条）。

しかし、この規定は要件が厳し過ぎるためほとんど適用の余地がないばかりか、適用されたとしても取り戻せるのは家族の扶養請求権の範囲内の金額（多くは月数万円レベルの金額）に過ぎず、家族被害の救済にはほとんど役立たないものとなっています。特に2世信者などの未成年者がこの規定を使うにあたっては、多くの場合未成年後見制度なども併せて利用することが必要になるため、現実的にほぼ使えないものとなっています。

⑤ このように新法には被害救済の実効性という観点から多くの課題があります。その理由としては、立法過程において特に政府・与党が被害者の声を十分に聞いておらず、旧統一教会被害の実態を十分に理解していなかったことから、新法が想定する被害と現実の被害実態との間に乖離が

生じたということがあります。

新法の規定は施行後2年以内に改めて検討するとされています（附則第5条）。今後は、被害者の声に十分に耳を傾けた上で、新法の規定を被害救済に役立つようにきちんと見直していくことが必要です。

### 編集後記

戦争には正義と不正義があり、非難されるべきは「不正義」の戦争で会って「戦争」そのものではないという論が跋扈しているが、そうではないだろう。非難されるべきは「戦争」であり、求めるべきは「停戦」である。生きるべきは「市民」であって「国家」などではない。しかしウクライナ市民の中からは「戦争反対」の声が聞こえてこない。それは同時に日本の未来の姿でもあり、現に日本の国内世論はウクライナへの軍事的支援を支持し、つまるところ「自衛隊は合憲であり、軍事力があってこそその外交力」という戦後政権の主張と一体化し、まさしく改訂防衛3文書にある「国民たるの国防意識」に込められている。

日本はすでに世界第9位の防衛費を持ち、「我が国は平和憲法の下で、これまでは戦争に備えることを放棄してきた」などと主張するには無理がある。かつての戦争もこれからの戦争も、なべて戦争は「自衛のため」として始まるのであり、その自衛戦争をも否定したのが平和憲法である。「武力で平和はつくれない」というスローガンを想起しよう。そして「軍隊は市民を守らない！」という歴史的教訓の中にこそ憲法9条があることを忘れてはならない。（土橋）